

①地域猫活動・TNR活動の周知啓発にかかる取組み状況

計	桑名	鈴鹿	津	松阪	伊勢	志摩	伊賀	尾鷲	熊野
5	なし	あり	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり

【鈴鹿】

No.	地域	推定数	手術数(行政枠)		手術数(その他)	
		全体	オス	メス	オス	メス
1	岸岡町	50	5	12	-	-
2	アイリス町	5	0	4	0	0
3	白子港	72	23	10	18	15
4	千代崎港	35	7	6	0	0
5	長太新町	20	0	0	0	0
6	能褒野町	4	1	2	0	0
7	十宮	1	0	1	0	0
8	矢橋・須賀	15	2	1	0	0
9	末広2丁目	7	0	0	2	0
合計			38	36	20	15

【津】

No.	地域	推定数	手術数(行政枠)		手術数(その他)	
		全体	オス	メス	オス	メス
1	雲出	15	6	9	0	0
合計			6	9	0	0

【伊賀】

年度	オス	メス	合計
平成26年度	33	41	74
平成27年度	75	135	210
平成28年度	32	81	113
合計	140	257	397

※地元情報誌と連携した普及啓発  
(平成26年度から現時点まで全8回)  
※地元自治会への啓発資料  
→資料①

【伊勢】

年度	オス	メス	合計
平成27年度	19	15	34
平成28年度	13	10	23
合計	32	25	57

総数：100匹程度

【熊野】

地区	手術実施頭数			
	オス	メス	合計	
熊野市	井戸町松原	6	2	8
	木本町新田1	3	5	8
	木本町新田2	1	3	4
	木本町新田3	0	1	1
	有馬町羽市木	2	1	3
	有馬町奥有馬	1	3	4
	久生屋町	0	4	4
	磯崎町	2	4	6
御浜町	上市木	2	5	7
	阿田和1	3	0	3
	阿田和2	0	1	1
紀宝町	鶴殿1	5	4	9
	鶴殿2	3	0	3
	桐原1	3	8	11
	桐原2	1	1	2
	成川	2	2	4
高岡	0	7	7	
合計		34	51	85

②平成28年2月1日から12月末の期間において、生活環境の保全上の支障を防止するために猫の引き取りをした月日、頭数、現場の状況

計	桑名	鈴鹿	津	松阪	伊勢	志摩	伊賀	尾鷲	熊野
3	なし	あり	なし	なし	なし	なし	あり	なし	あり

【鈴鹿】

月日	頭数	状況確認	備考
4月4日	6	○	現地確認。TNRの紹介。
4月5日	4	○	現地確認
4月19日	5	○	現地確認
4月25日	4	×	
5月2日	3	×	
5月9日	1	×	
5月10日	1	○	現地確認
5月13日	3	×	
5月19日	3	×	
5月23日	1	×	
6月10日	3	×	
6月14日	6	×	
6月17日	4	×	
6月20日	2	×	
6月20日	7	○	現地確認。TNRの紹介
7月4日	4	×	
7月12日	1	×	
8月31日	1	×	
9月14日	6	×	
9月16日	4	○	現地確認。TNRの紹介
10月11日	2	×	
10月21日	1	×	
10月24日	4	×	
10月25日	5	○	現地確認

【伊賀】

月日	頭数	状況確認	備考
2月5日	1	その他	引取りの際に詳細を確認/成猫の定着は確認できず。
3月31日	1	○	TNR活動支援について提案(★)
4月11日	1	×	
4月18日	4	×	
4月19日	4	×	
4月26日	8	○	TNR活動支援について提案
5月2日	6	○	TNR活動支援について提案
5月6日	3	×	
5月9日	6	○	TNR活動支援について提案
5月16日	5	○	TNR活動支援について提案(★)
5月17日	3	○	TNR活動支援について提案
5月26日	4	その他	引取りの際に詳細を確認/TNR活動について提案
6月2日	3	×	
6月7日	1	○	TNR活動支援について提案(★)
6月20日	1	その他	TNR活動支援について提案
6月29日	1	○	TNR活動支援について提案(★)
7月5日	3	×	
7月5日	1	○	TNR活動支援について提案(★)
8月1日	5	×	
8月1日	3	×	
8月3日	1	○	TNR活動支援について提案(★)
8月8日	2	×	
8月19日	1	その他	TNR活動支援について提案
9月23日	1	○	TNR活動支援について提案(★)
9月26日	4	×	
9月28日	4	×	
10月3日	2	その他	引取りの際に詳細を確認/後日、引取りの取下げ
10月11日	4	×	

(★) TNR活動支援を实践できた地区

【熊野】

月日	頭数	状況確認	備考
4月7日	2	○	TNRを提案
4月14日	1	○	
4月22日	4	○	TNR実施
4月25日	2	×	飼い猫引取願
5月2日	2	×	飼い猫引取願
5月6日	6	×	飼い猫引取願
5月27日	3	×	TNRを提案
6月20日	3	×	TNRを提案
9月21日	3	×	

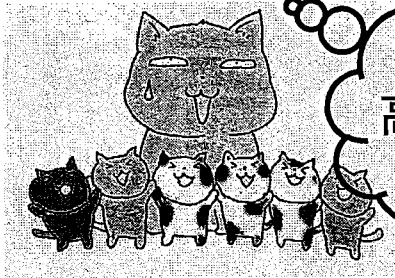
③平成28年2月1日から12月末の期間において、離乳していない猫の取扱いについて保健所別で教えて下さい。

c. 給餌をしなかった頭数(概算可)

桑名	鈴鹿	津	松阪	伊勢	志摩	伊賀	尾鷲	熊野
約40	51	12	0	30	17	39	72	54

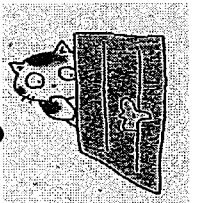
# ～飼い主のいない猫への対策～ TNRをご存知ですか？

飼い主のいない猫



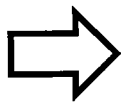
高い繁殖能力

糞・尿による異臭  
病気や交通事故

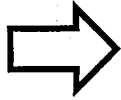


TNRとは～飼い主のいない猫が  
増えないために～

**T**



**N**



**R**

Trap  
(安全な捕獲)

Neuter  
(不妊手術、  
耳のV字カット)

Return  
(元の場所に  
戻す)



耳のV字カットは  
手術済みの目印です

〇〇地区内の飼い主のいない猫について、伊賀保健所・名張市役所の協力を受け、TNR活動を(計画・実施)します。  
(平成 年 月 日～ 月 日に捕獲活動を行ないます。)

## お願い

☆所有者明示：飼い猫を外に出す場合は、首輪や迷子札などをしてください。

☆不妊・去勢手術：望まれない繁殖を防ぎましょう。

☆飼い猫が帰ってこない場合は、下記連絡先に御連絡ください。

伊賀保健所 衛生指導課 TEL 0595-24-8080  
名張市役所 環境対策室 TEL 0595-63-7492

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年十月一日法律第百五号）

（犬及び猫の引取り）

- 第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七條第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。
- 2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。
  - 3 第一項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。
  - 4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。
  - 5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
  - 6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。
  - 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
  - 8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年一月二十日環境省令第一号）

（犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合）

- 第二十一条の二 法第三十五条第一項 ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。
- 一 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
  - 二 引取りを繰り返し求められた場合
  - 三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であつて、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
  - 四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
  - 五 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
  - 六 あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
  - 七 前各号に掲げるもののほか、法第七條第四項 の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合